

各都道府県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

令和8年7月17日の大雨により発生した
災害廃棄物の害虫及び悪臭への対策について（周知）

令和8年7月17日の大雨により発生した災害廃棄物の中には、食品系廃棄物や農林・畜産廃棄物など、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する可能性がある性状の廃棄物の発生も予想されます。被災地における公衆衛生の悪化を防止するとともに生活環境を保全するためには、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要です。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、

- ① 腐敗する可能性のある災害廃棄物（食品系廃棄物、農林・畜産廃棄物、廃畳、衣類、布団、草木類など）を分別して、適切に管理し、腐敗を極力防止する取組を行うこと
 - ② 速やかに中間処理を行うこと
 - ③ 腐敗する可能性が高い災害廃棄物の仮置場を日常生活圏への影響が少ない位置とすること
- 等が挙げられます。

また、このような対応を直ちに行うことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや、消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられます。市町村等がその災害廃棄物の処理を実施する上で、これらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能です。

貴都道府県におかれましては、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について、適切に実施いただくように各市町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策を外部事業者へ委託する場合には、災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に係る知見を有する団体の認証を受けている事業者や当該団体の講習会等を受講している事業者など、薬剤の安全使用、環境への影響の配慮等に適切な知識・技術を有する事業者へ委託するよう留意ください。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会など、以下のとおり相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づいて都道府県、保健所設置市又は市町村が実施する消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除（感染症予防事業）については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課が所管となるので参考までにお知らせします。

○災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

公益社団法人日本ペストコントロール協会（担当：茂手木）

TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323
(090-8942-6474)

○害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

一般財団法人日本環境衛生センター 環境生物・住環境部（担当部長：橋本）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016
(080-4755-0081)

○災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会（担当：重岡）

TEL：03-6233-9011 FAX：03-6862-8854
(050-3704-6904)

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室 田中、野口

TEL 03-5521-8358（直通）

E-mail hairi-saigai@env.go.jp

（夜間・休日等での緊急 TEL 080-2192-1160、080-2192-1054）

環境省水・大気環境局環境管理課

環境汚染対策室 新井、中村

TEL 03-5521-8299（直通） E-mail odor@env.go.jp